

令和5年8月25日

第8回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第8回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第6号 加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和5年8月25日				招集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後4時28分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎		○						
加須市農業委員会事務局					加須市経済部農業振興課				
局 長 駒 宮 敏 之					課 長 野 中 裕				
次 長 前 島 勝 己					主 任 足 立 直 弥				
主 幹 藤 間 みゆき					加須市騎西総合支所農政建設課				
主 幹 渡 辺 昌 也					主 事 関 根 祐 葵				
主 幹 関 田 毅									
主 任 加 藤 正 則									

開会 午後 1時30分

○局長（駒宮敏之君） 皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、これより令和5年第8回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、今日のご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ございます。

盆が終わろうというのに非常に暑い日が続いています。それで皆様に事務局のほうで記事が配ってあるようですが、会長さんが梨の彩玉というブランドの埼玉県の品評会で2連覇、昨年も第1位、今年度も第1位でV2ということで本当におめでとうございました。拍手をお願いいたします。（拍手）

もう一つですけれども、北川辺とか、大利根さんのほうが稲刈りが相当進んでいますけれども、高温障害はどういうような状況かまだ聞いてはいないんですけれども、これだけ高温が続きますと、そういう障害も若干心配かなと思います。

それでは、これより令和5年第8回加須市農業委員会総会を開会いたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

毎日、私が経験していないような暑い日が続いております。私の記憶からいたしますと、この猛暑日が始まって、1か月以上たっているかと思います。そういう中では、先ほど職務

代理のほうから私のプライベートなことで発言してもらいましたけれども、私も今まで経験していないような中で梨の生産及び管理作業をやってまいりました。

そういう中で、先ほど彩玉が2年連続、知事賞をいただいたということを報告させていただいたんですけれども、それに対して関連があると思いますので、皆さんに挨拶の中で申したいと思います。

これは今年で9回目です。彩玉の開発が始まったのは昭和59年です。世の中に出たのが20年後です。平成16年ですか。初めてこれが生産現場で着果するようになって、そのときに品種登録されました。そして世の中に出回ったのが平成20年。それで実際にはここ5年です。一般大衆が彩玉、彩玉と言うような梨になってきたんです。

それに関しまして、この猛暑に対して私も一応30年以上、県の研究機関と一緒にやってきたんですけれども、猛暑対策に対しましては、5、6年以上前から梨に関しては対応しております。

その中で、いかにこの猛暑の中で梨生産が順調にいくかということを経験面、あとは剪定にも、あらゆる面で研究してまして、今年も何とかこの暑さを乗り切りまして、すばらしい結果で1位になることができたんですけれども、あらゆる農業生産現場に対しまして、今後、この暑さ対策が最大の課題ではないかなというふうに感じております。

皆さんが地域にいかれましたら、その点を十二分に考えてもらいまして、今後の活動に生かしてもらえればというふうに考えております。簡単ですけれども、挨拶に代えさせていただきます。

以上です。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、15名のうち、1人欠席で、14名の委員にご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づいて、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（駒宮敏之君） それでは、議事に入らせていただきます。

議長につきましては、加須市農業委員会総会会議規則第4条に基づきまして、小川会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

11番 関 弘 明 委員及び

12番 松 本 昇 委員

の両委員さんを指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に2件の取下願が提出されております。

本日の議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書7ページの5条の2番、大桑地区及び議案書8ページの5条の3番、大桑地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図、1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は榊生産量及び販売による利益拡大を図るため、譲渡人は高齢のため、営農が難しいところ、譲受人から農地売買の打診をいただいたためとのことで、なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

8月21日に増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

譲渡人の さんに会うことができなかったため、代理人の方にお聞きしたところ、

がなくなり、土地を相続されて、土地の管理が難しくなり、今回の申請に至ったとのこと

です。
譲受人の は、太陽光発電の予定で、落ち着いたらその下で榊を栽培するそうです。榊とは神棚とか神社に飾ってある緑の葉っぱです。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

私のところにも同じ案件がありまして、確かに という会社は結構大きな会社でして、問題ないと思うんですけども、営農型発電ということですよ。確かに前、テレビで、ソーラーパネルの下に榊をやるのが本当に具合がいいなんていう番組でちょっと紹介を聞いたことがあるので、問題ないと思うんですけども、一応、気のついたところで述べさせていただきました。

○事務局（渡辺昌也君） 今のご質問のほうにご回答させていただきます。

今回の申請につきましては、農地法3条の申請ということで、まず農地を取得という目的で申請してございまして、その後、農地法5条の申請において営農型太陽光の申請がある予定となっております。その際に、営農型太陽光の下で榊を生産というような計画で行うとい

うことで話を伺っております。

以上でございます。

○次長（前島勝己君） 補足ですが、営農型は周りの農業に支障があると許可になりませんので、当然、周りの営農者の方に了承を得ることが必要となりますので、今回は3条で移転するんですけども、営農型をやるにはそれがしっかり了解を得てからということになりますので、その辺はこちらとしてもしっかりこの後、指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

うちの地域にも1件ありまして、営農型の柵を作っているんですけども、もう1年ぐらいたつんですが、最初は5本ぐらい植えてありました。この間、現地調査みたいな感じでちょっと回ったんですけども、ほとんど草だらけでした。そういう指導というのは、事務局としてはどういうふうに指導をされるのでしょうか。お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご質問にご回答したいと思います。

営農型の申請が上がった場合、毎年数量の報告書ということで、申請者、事業者から提出をいただいております。その中で提出書類等を確認させていただくという中で、そういった状況が見受けられれば、当然、指導というか、相手方に対して現状を確認し、適正な管理をしていただくため除草等をしていただくような形で説明と指導をしていく形になるかと思っております。

○3番（瀬下京子君） 支所の方と一緒に回ったときも、回る前もやはり支所の方から、柵を作っていますよね、営農型でと。それを言われまして、ちょっと市の方とも推進委員さんとも一緒に8月に、今月回ったんですけども、やはりそのときもどこに柵が植えてあるのという感じなんです。

だから、事務局のほうでもそういうデータを上げなくちゃいけないとかそういうのは聞いたんですけども、許可した以上、もうちょっとちゃんと指導していただいたほうがこれからのこともありますので、よろしいかなと思います。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、榊生産量及び販売による利益拡大を図るため、譲渡人は高齢のため営農が難しいところ、譲受人から農地売買の打診をいただいたため。なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

8月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地は、10年ほど前はお米を作っていたそうです。ここ数年はご近所の方に貸して、その方が高齢となり、お米を作れなくなったそうです。土地の管理が大変になり、今回の申請に至ったとのこと。譲受人は先ほどの

です。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図3ページから5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれまで譲渡人から借りていた土地の所有権を譲り受けるため、譲渡人はこれまで譲受人に貸していた土地の所有権を譲り渡すため、今回の申請となっております。

なお、譲受人は現在、農機具を保有しておりませんが、今後、農機具を購入する予定であることから判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

志多見地区の松本榮次郎委員が土地改良区理事長研修のために本日欠席となっておりますので、代わって報告いたします。

8月11日、志多見土地改良区で夢川推進委員と2人で、譲受人代理の さんより話を聞きました。譲渡人 さんの農地は、現在、 が耕作しておりますが、譲受人 さんは 在住ですが、 さんの が9月から で農業の研修生となり、研修後、この農地を耕作することになっているとのことでした。

このようなところから、本申請は特に問題なしと考えられますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご検討をお願いします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は榊生産量及び販売による利益拡大を図るため、譲渡人は高齢のため営農が

難しいところ、譲受人から農地売買の打診をいただいたため。なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は14番、私でございますので、私、小川のほうから説明をさせていただきます。

この案件につきましては、8月21日に、推進委員の石川さんとともに現地調査、聞き取り調査を行いました。最初に現地に2人で行ったんですけれども、地目は田んぼになっているんですが、現状は畑の状態です。埋立てされまして、畑の状態で、適切に周りに迷惑がかからないように管理されておりました。

次に、譲渡人の さん宅に訪問しましたら、本人がおりまして、いろいろお聞きしてきました。まず、この話はどういうふうから話が始まったんですかと聞きましたら、中へ入った人が航空写真を見まして、この物件に目をつけて、話があったそうです。

次に、家庭的なことなんですけれども、 さんは と同居しておりまして、しっかりした別宅が宅地内にありまして、その が のときに急死いたしまして、現在は さんと の さん、あと さんという家庭状況なので、今後のことを考えますと、できるだけ残された 及び の さんに迷惑がかからないようにということで、この話があったときに売買という形の話を進めたということであります。

そういう点から、私といたしますと、何ら問題ないというふうに判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模の拡大のため、譲渡人は相続により取得したが、農業経験がないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私ですので、私から現地調査の結果並びに補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、同じく8月21日に、推進委員の石川さんと共に現地に行きました。そして、譲受人 さん、この方に連絡しまして、この代理及び さんは同じです。その方の名刺上でいうと、 、 ですね。その の方です。その方に一応連絡しまして、現地で調査及びお話を伺いました。

その前提といたしまして、この譲渡人の さん、この方は私の です。それで家庭的に大変な思いをしまして、それで私の がこの方を一生懸命育てて、現在に至ったわけです。その私の が今回亡くなりまして、相続物件として発生した案件でございます。

位置図で見ますと一番分かりいいんですけれども、3条の5番、 の真ん中に細い点線がありますよね。それが宅地に入る道です。今回、売買の案件の角に母屋があって、木小屋があって、ちょっとした小屋がある。これが宅地です。私の が1人で生活していたわけです。 さんがお嫁にいきまして、今回の相続物件として発生した。

そして、この さんが今回、農地を買うということになったんですけれども、詳しい話の内容は、畑は今後、家庭菜園で使うという話です。そして、もう一点、大事なことなんですけれども、 、これはつぼ地で通りと通りの間にある。農地として現状、農地でない。誰がつくっても、これは農地かなという場所です。全て砂利で埋まっているわけです。極端に言えば、草取りが楽なように砂利を入れちゃったんですね。そして、この場所は、将来は家庭菜園で、来る方の駐車場という形で説明を受けました。

畑の状態は適切に管理されていまして、現状は、この時期ですから一尺ぐらいの草が伸びております。田んぼのほうは2枚あるんです。田んぼは 番、これがきれいに稲が作ってあります。これは一緒に、私の地元であります さんが中に入っております、適切に管理して、水稻を作っております。

そういうことですので、何ら問題ないというふうに判断してきました。ご審議よろしくお
願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

私のところにもまるきり同じような案件がありまして、私のところは、12、13なんで
すね。譲受人が さんで、この さんのうちと、これは譲渡人が さんなんですけれ
ども、 らしいんです。ある人に頼んで、 さんを紹介してもらった。そういうこと
です。

○会長（小川達男君） ほかに。

はい、どうぞ。

○7番（小川達夫君） 今の説明でよく分かりましたんですけども、今回の の畑と田ん
ぼ4筆を売却してしまうと、もともと さんが1人でお住まいになっていた宅地の部分は、
今後どうするんでしょうか。道のところも売買してしまうんですね。そうしますと、袋地
になってしまうので、一緒に買ってもらったほうがいいかと思えますけれども。

○会長（小川達男君） これは私の感覚です。その場の感覚、話の感覚ですよ。今回は案件
に入っておりませんから、私は直接質問しなかったですけども、農地のことでいろいろ話
している感覚でいうと、時間を置いて、それなりの方向にというふうに感じておりました。

○7番（小川達夫君） 了解しました。ご自宅のところは宅地だから、農転をかける必要はな
いということですよ。

○会長（小川達男君） そうです。

○7番（小川達夫君） 了解しました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

多分だと思うんですけども、この宅地は誰も住んでいないと思うんだよね。

（「はい、そうです」と言う人あり）

○4番（山岸和男君） さんが全部、申請地を買った後に、この入り口も一緒に買われて、
宅地も後日、何年か後したら買うとか何とかになるんだろうかなと思うんですけども、こ
の現状だと宅地に入れないう思いうんですけども、宅道というか、入り口が。

○事務局（渡辺昌也君） それに関しまして、お答えしますと、おっしゃるとおり、今の計画
の形では、宅道を潰すような形で、もし今後、奥の真ん中の住宅等を建て替えると、住む場
合に接道は取れないような状況になると思いますので、その際はまた通路、進入路は建築基

準法なり、他法令で引っかかる可能性が出てくると思いますので、そこは今後の話かもしれませんが、相手方のほうにはそういった説明をさせていただければと。

○4番（山岸和男君） 今回はこのまま売買して、何かしらのあれがあった場合は別に新たに宅道を取ってということですね。そういうことになるんだよね。

○事務局（渡辺昌也君） はい。

○4番（山岸和男君） はい、分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は被相続人と譲渡契約を締結していたため、譲渡人は相続により取得したが、農業経験がないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私でございますので、私のほうから、14番、小川のほうの説明をいたします。先ほどと関連がありますので、重複することがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、先ほどの譲渡人の方と さんは です。先ほど家庭的なことをちらつと申しましたけれども、 と同時に兄弟同様に育ちました。そして さんも今は なんですけれども、実際は、実家はこの 家の本宅の裏にあります。今回の物件の畑のところには宅地がありますよね。それが実家です。そういう状態で、それを前提に話を進めていきたいと思ひます。

この案件につきましては、同じく21日に、 さんの代理人は先ほども出てきた さ

んでありますので、推進委員の石川さんと3人で現地調査及び色々聞き取り調査を行いました。

そして、この物件の土地は さんの実家のすぐ隣にくっついております。
が畑で、 が田んぼです。この田んぼは、現在は先ほどと同じように さんを
中心とした仲間が耕作して、水稻を作っております。

そして、余談ですけれども、そのほかに相続物件で1町何ぼの田んぼがあります。それは
中間管理機構の区域の中へ入っておりますので、そちらでやるという話であります。

あともう一点なんですけれども、この案件を、 さんから聞いた話なんですけれども、
どうして さんに譲るのかということなんですけれども、生前、 のほうが将来のこと
を考えて、 さんのほうに譲ってくれということで遺言みたいな形で言われたそうです。
それで今回はここを。普通だというと、先ほど宅地の周りのほう、畑、田と一緒に さ
さんが一手にまとめて買うのが普通なんですけれども、この案件の2つの物件については私の
の意向が強く働いていたそうです。そして今回はこういう申請になったという話を聞
いておりました。

以上の点から、何ら問題ないと判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

以上です。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

先ほどの説明で、 さんはほとんど農業経験がなく、農機具も持っていないということ
で一番最初に説明していただいたと思うんですけれども、果たして の にいる人がこ
こを購入して、管理できるものかどうか。その辺、いかがでしょうか。

○会長（小川達男君） 農機具はあるんですよ、この実家に。 さんの。実家がなくな
る前まで百姓をやっていましたから、 やりながら1人で。キャビンのトラクタ
ーもあるし、新車みたいです。

○7番（小川達夫君） 了解しました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の種足地区の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願い
します。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は榊生産量及び販売による利益拡大を図るため、譲渡人は高齢のため営農が難しいところ、譲受人から農地売買の打診をいただいたため、なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

8月18日に推進委員の金子さんと現地確認を行いました。現地は畑になっていまして、適切に管理はされていまして。さん宅にお邪魔していろいろお話を聞きまして、もう以前から何も作ってなくて、管理がなかなか大変になってきたと。先ほど高齢と言ったんですけれども、まだそんなに高齢じゃない。私より年下ですから。

ただ、田んぼを2町ぐらやっていまして、1人でやっているもんですから、体もあちこち痛くなって、ちょうどこの話が来たので、渡りに船じゃないんですけれども、すぐ売却することに決めたと。ちなみに だそうです。

これは という、先ほど航空写真で何とかとおっしゃっていましたが、営業マンが2人で さんのところへ来て、勧められたということです。多分、

がこの に取り次ぐという形になるのかなという気がしますけれどもね。

もなかなか、検索したら、そこその会社でございました。

位置図を見ていただいて、脇の道なんですけれども、軽トラックがやっとなんですよね。もしここにパネルをつくる場合にどういうふうに資材を搬入するのかなと疑問に思いまして、道路づけに少し残っちゃいましたでしょう。これはどうするのかなと思ひまして、さんに聞いたんですけれども、これはそのすぐ前の さんが持っている土地らしいですね。

さんにお邪魔したところ、やはり売ってくれと来たんですって。ところが、全然、相続をやっていまして、売るに売れないと。今はやっているのかな。何かそんな話なので、

これは今回は購入できないということですね。

ちなみに近くにも太陽光パネルがつくってある場所がありまして、そこは別に営農型じゃないんですけども、いろんな状況を考えてやむを得ないかなということのを思いました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番、9番及び11番の高柳地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の8番と9番と11番は、譲受人が同一で、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、自宅から近く、作物を作るのに適しているため、譲渡人はそれぞれ主人が病気になり、耕作できないためや会社勤めで耕作ができないため、高齢で耕作ができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

同じく8月18日に、推進委員の金子委員さんと現地確認を行いました。

現地はきれいに野菜が作ってありまして、それから譲受人の さんに立ち会っていただきました。なおかつお邪魔しまして、いろいろお話を伺いました。

いずれの土地もかなり前から実際は さんが野菜を作っておりまして、なかなか熱心にやる方です。高柳には昔から というのがありまして、だから畑を借りて、そばを作って、そばをよくやっている方でもあります。

さんの自宅は、位置図の のすぐ上です。これが自宅でございます。

、所有者は さんなんですけれども、随分前から さんが作ってまして、今般、ぜひ買っていただきたいという形で、例の4月から五反がなくなりましたので、その関係もあつたんじゃないかと思えますけれども、それで今回、購入することになりましたと。

、もともと さんは分家でこちらに出た方なんです。 は の名義になってまして、 さんが亡くなって、 いてまして、 さんと さんと さん、これはみんな、 の ですね。だから さんの方が相続したと。今般、それを さんが取得する形になるということですね。

それから、ちょっと離れて 、これも所有者というか、譲渡人が だったかな、 さんになっているんですけれども、この方はこちらにももちろんいませんで、相続でこちらを取得したと、そういうことですね。

いろいろ勘案して、別に問題ないと思ひまして、判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

まず、8番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、11番の高柳地区については、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図11ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は近々退職し、実家に戻り、野菜作りを行う予定であるため、譲渡人は遠方のため耕作ができないためとの申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。

同じく18日に、推進委員の金子さんと現地確認及び聞き取りを行いました。

位置図を見ていただいて、まず、本件の代理人、さんと出ていますけれども、このさんの家が申請地のすぐ右に という文字がある。この方が代理人の方です。

譲受人と譲渡人は、 同士が 、ということは ですね。 の関係なんです。譲渡人の さんはその代理人の さんの の さんと。 にお嫁にいらっていると。 が亡くなったものですから、その さんが相続をして取得されていると。

さんは今、住所が になっていますけれども、 さんの実家というのは位置図の の土地のすぐ下、これは 何とかと書いてあるんですね。ここが の実家というか、だから さんの実家ですね。今、ここに が1人していると。1人であるものですから、しょっちゅう、 で近いものですから、面倒を見るために来ています。 さんは当然、 ですから管理できませんと。

今までは代理人の さんが実際は管理していたらしいんですね。ただ、今度、 さんが勤めを辞めて、 を見ながらこちらへ来るということで、 さんに贈与して、 さんがこの辺を管理すると、そういう流れだそうです。

問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

今回、関係者が遠縁とか知人とか になっている方だと思いますけれども、本物件は があるところから に近いところだと思いますので、この近辺って多分、白地だと思うんですね。

（「そうですね」と言う人あり）

○7番（小川達夫君） 白地で贈与というと、贈与税がかかってきちゃうんじゃないでしょうか。

（「110万円の範囲内でやると」と言う人あり）

○7番（小川達夫君） はい、了解をしました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、12番、13番の高柳地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の12番と13番は、譲受人が同一で、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図12ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人はどちらも相続により取得したが、高齢になったため売却するものの申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

同じく18日に、推進委員の金子さんと現地確認及び聞き取りを行いました。

譲渡人の さんですけれども、これは私のうちからすぐ近くなものでよく知っている方なんですけれども、農業はやっていません。管理機が1台か2台あるくらいですね。この土地は私もよく通るので分かるんですけれども、前は野菜か何かを作っていた。多分、さんが誰かに貸して、やってもらっていたと思うんですけれども、 さんの話だと、もうその方ができなくなったので何とかせにゃならんという形で、 さんは実は さんで、 に がいまして、 に頼んで さんを紹介してもらったと。 さんと さんは面識がないんですね。

当日、 さんに立ち会っていただきまして、会長のほうからいろいろお話があったとおり、私も名刺をもらいまして、 の ですか、 という、 にあるんですけれども、前、役員か何かやっていた。たしか前にも のほうでこの人の名前出ましたよね。要するに私に言わせると じゃないかなという気はしました。

肩書も でございます、

とありますから、恐らくそちらの分野が詳しいんじゃないかと思えます。

ちなみに新聞の折り込みで、 といったかな、何かそういうのがたまに入っていますよね。そのコラムはこの さんが書いているそうです。もし今度、見かけたら読んでください。

さんに何をやるんですかと聞きましたら、野菜を作るらしいですね。それもなるべく農薬を使わずに無農薬に近い野菜を作ると、そうおっしゃっていました。ただ、面積がかなりあるので、これを無農薬でやるとかなりしんどいんじゃないかという気がしましたけれどもね。

13番の譲渡人の さんというのは、 さんの の さんの相続でもらったそうです。

この辺は青なものですから、建物はできないと。私もよくここは通るんで、注視して見ていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、12番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、13番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、14番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図13ページ、14ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は経営規模の縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。

同じく18日に、推進委員の金子さんと現地確認及び聞き取りを行いました。

現状はもう既に稲がちゃんと植わっておりまして、きれいに管理されておりました。

譲受人の さんのうちとかをお邪魔したんですけども、本人はいらっしやらないで、 がいて、お話を聞いて、隣近所でできなくなった人はうちにみんな来るもんですから、だんだん増えていきますよという状況で言いました。

譲渡人の さんは、その日は言わなかったんですけども、後日、お話を聞きまして、 さん自体も勤めながら以前はやっていたんですけども、できなくなったというか、 さんも自分で畦畔を撤去して、面積も広くしてやっているそうです。

何ら問題なく判断いたしましたので、ひとつよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び平面図の4-1をご覧ください。

本案件は、既存の納屋として使用していたが、農地であることが判明したため、改めて申請し、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、現在、申請地に建物が建っている状況で、始末書が添付されており、今後においても納屋として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

8月18日、金曜日に、推進委員の清水さんと増田さん、そして申請人の さん、それから本申請の代理人の さんに立ち会っていただきまして、現地確認を行い、お話を伺いました。

聞き取り結果ですけれども、当該場所につきましては、建築年は不明なんですけれども、もともと納屋が建てられておまして、その納屋が老朽化したため、昭和59年に建て替えを行い、現在に至っております。

昭和59年に建て替えを行ったときに、誤って農地部分に越境して建物を建築してしまったということで、現状は違反状況ですので、今回、違反是正のために農家住宅の敷地拡張ということで、建物を取り壊すことなく、申請を提出したところです。

当該建築物ですが、主に農業用機械の置場として利用されております。

許可要件ですけれども、立地基準につきましては、1種農地ということで住宅と農地が混在しておまして、問題はないと思います。

一般基準の周辺農地の営農への支障ですけれども、隣接農地は申請人の所有地であり、特に問題はないと思います。

こうしたことから、本申請は農地法の許可基準から判断いたしましても、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

これで、休憩に入ります。

50分に再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○会長（小川達男君） 再開いたします。よろしく申し上げます。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅（1棟6戸）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

8月21日、推進員の梅田さんと野本さん、譲受人の代理人記載の さん、譲受人 さんが依頼した 、 の社員及び譲渡人の さんの6人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、新興住宅が建ち並ぶ一角で、地目は田の569平米です。譲受人の さんは の を通じ、申請地の所有者で、譲渡人である さんからこの土地を購入し、1棟6戸の長屋住宅を建設して、将来的な生活の安定を考え、賃貸し住宅の経営を検討したとのことです。

なお、申請地は、 さんの住宅の敷地南側で、歩道が整備された のメイン通学路の間に位置しています。 さんは農家で、今も2反6畝の稲作を経営しておりますが、家の前の申請地は長年耕作しておらず、 が数年前に他界し、子供は独立しており、高齢で独り暮らしとなった今、将来の生活を考え、この土地を手放すとのことです。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4 番の大桑地区の案件について、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族もしくは配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」ということに梅田清推進委員が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

（梅田 清推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、4 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 9 ページ、2 0 ページ及び平面図及び断面図①、断面図②の 5 - 4 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（9 か月）により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、9 か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

8 月 1 9 日に推進委員の梅田さんと野本さん、譲受人
さん及び譲渡人の
さんの 5 人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

さんにお聞きしたところ、申請地は地目田がほとんどで、面積1万7,698平米もあり、何年と耕作せず、雑草が繁茂している状況です。耕作するのに地盤が悪いため、一時的に農地転用し、整地終了後は、牧草を栽培している譲渡人の中へ、他の譲渡人のほとんどが管理委託を希望していると話されていました。

本日、聞き取りをした譲渡人のさんのお話によれば、申請地は他の譲渡人のほとんどの人が管理できない状況です。そして、高齢者で独り暮らしも多いそうです。

申請地は東武鉄道の線路の北側、地区の集落に近接し、が経営する太陽光パネルとの間にありますが、この太陽光パネルは発電と併用して、その下に農機具等の大型機械が入る高さで設置してあり、牧草を栽培しています。周辺も含めて、広大な農地で、さらに遊休農地の解消にもつながると期待されます。

このような現況で、譲渡人のほとんどが生活の改善及び遊休農地が解消することを期待し、今回の許可申請をしたわけです。

このようなことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

位置図の20ページを見ているんですけども、左側から細長く右へいっているところに関しては、恐らく搬入路の関係で一時転用かと思うんですけども、これの突き当たりの、こちらにつきましては議案書で見ると、全部の面積を農地改良するようになっておるんですが、地図上ですと、網かけが搬入路の部分しかないんですけども、に関してには搬入路だけなのか、全てのところを農地改良するのか確認をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） こちらの資料を確認したんですが、搬入路だけになっております。

○11番（関 弘明君） ということは、議案書のほうの訂正があるということによろしいでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね。面積のほう、一部ということで訂正しないといけないかと思ひます。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

それと申請書の書き方というか、議案書の書き方に関して確認なんですけれども、取下げになりました3番につきましては、進入路ということで、別枠で一時転用の申請がされております。

4番に関しては、一緒になっておりますけれども、申請書のために多分、議案書が書かれているんだと思うんですけれども、申請の際に3番の形式にしたほうが、議案書だけで搬入路部分なのか農地改良する部分なのか、一目で分かりますので、可能であれば、そういう形に訂正を今後していったほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） ご意見ありがとうございます。

そうですね。申請が進入路とメインの農地改良の部分とで別々に提出がありますと、申請の数も増えてしまうので、もし1つに統一、まとめてできるのであれば、1つの申請として、まとめるという形に今後検討させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○11番（関 弘明君） 事前協議で事前にいろいろ確認することがあると思うんですけれども、その際にそういった対応で申請書に書いていただくようにある程度、統一したほうがよろしいかなというふうに思いました。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

4番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

4番の大桑地区の審議が終了しましたので、退席している梅田推進委員の入室をお願いします。

（梅田 清推進委員 入室）

○会長（小川達男君） 次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ、22ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅8棟を建築するもので、必要添付

書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

8月19日、推進委員の梅田さんと野本さん、代理人で、
従業員のさんと同社のさん及び譲渡人のさんの6人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、加須インターチェンジに近く、加須流通団地及び住宅地の近くで、
西側となっており、草が生い茂る地目が田の2734平米です。周辺は新興住宅が建ち並び、他の農地は目視できず、これによって環境に影響を与えるものではありませんでした。

申請地は遊休農地で、建売住宅の建設でその解消が期待されます。譲渡人さんは現在
で、現地にはさんが運転手で同行してくれました。農機具はなく、耕作する意
思はなく、これからの生活を考え、売却することになったものです。他の譲渡人も同様では
ないかとのことです。

このようなことから、本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、
農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思
います。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ、配置図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、車の増車に伴い、現状の敷地では狭いため、譲り受けるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

8月15日、推進委員の梅田さんと野本さん、譲受人の さんとその 及び代理人の さん、そして譲渡人の さん7人で、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。なお、代理人の さんは譲受人 さんの の実の とのことです。

申請地は、 東の県道沿いで、 反対側から 地区へ通じる土地改良道路への入り口に面しており、そこに譲受人の さんの自宅があります。その自宅の隣の敷地が申請地で、地目は田307平米で、譲渡人の さんが保有しております。

さんは常日頃、駐車スペースの拡充を考えていましたが、長年交流している さんから売却の申出があったため、購入を計画したものでした。申請地の譲り受けが実現できれば、余裕を持った駐車が可能で、先行きの生活の幅が広がると喜んでおられました。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から判断し、農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願

いしたいと思

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図24ページ及び駐車場造成図面の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権(10年)により土地を借り受け、来客用駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、飲食店の来客用駐車場として利用するため駐車場とすることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

8月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人の さんは申請地のすぐ北、 さん宅の隣です。譲受人の さんはお店をやっており、 です。今現在、駐車場が店から遠く、地図を見ると、高速道路の反対側に臨時で借りているみたいです。ちょっと不便ということで、今回の申請に至ったということです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

7番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

同じく8月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行きましたが、譲受人のさんに会うことができなかつたため、譲渡人のさんにお聞きしたところ、譲受人のさんのさんがご結婚されて、実家の近くに生活したいということで、譲渡人のさんは高齢となり、申請地の土地の管理が大変になり、今回の申請に至ったということです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番及び10番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

5条の9番と10番は譲渡人が同一で、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図の5-9、5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、どちらも第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

8月21日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行きました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、数年前から申請地の周りに新しい住宅が増え、今回、住宅2軒ということで土地の売買の話があり、年齢とこれからの生活を考えて、今回の申請に至ったとのこと

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、9番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地改良横断図の5-11をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、1か月間の一時転用で

あり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことからやむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

先ほど事務局より説明がありましたけれども、売買ではなくて使用貸借ということになっておりますので、こちらのほうは使用貸借という形でご説明いたします。

8月10日、現地を調査をいたしました。こちらのほうは儘田推進委員さんと一緒にいたしました。それから8月18日、譲渡人の さん、こちらのほうも儘田推進委員さんと訪問いたしまして、事情を確認してまいりました。

まず、土地については、道路とそれから北側が道路の高さに埋め立てられておまして、申請どおり大変低い土地になっております。ただ、田んぼ自体はきれいに草刈りをしてありまして、作付されておられませんけれども、管理は十分されておりました。

8月18日に さんにお会いして確認をしたところ、今の状態ですとなかなか作付ができない状態になっておるもので、道の高さまで土地改良をして、その後、耕作、作付をしたいという意向が出てきまして、 さんに土地改良をお願いしたという次第でございます。

農地法の観点から判断しまして、何の問題もないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の札羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 28 ページ及び土地利用計画図 5-12 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅として建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

8月19日、榎本勝雄推進委員と2人で譲渡人の 様宅を訪問し、聞き取り調査及び現地調査を行ってまいりました。

申請地は、位置図のとおり、譲渡人の 様宅のすぐ前にあります。譲受人 様は 様の で、現在、 でアパートに住んでおります。このたび申請の事由のとおり、自己用住宅を計画したものでございます。

申請地は畑ですが、雑草も刈り払いされ、きちんと管理されておりました。このようなことから、本申請内容は農地法第5条の許可条件を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 29 ページ及び土地利用計画図 5-13 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本昇君） 12番、松本です。

8月20日、榎本勝雄推進委員と2人で譲渡人様宅を訪問し、聞き取り調査と現地調査を行ってきました。当日、立会い予定の様が急に仕事が入ったとのことで、様から話を伺いました。申請の事由どおりでございました。

申請地は、譲渡人様宅のすぐ北側の市道に面しており、この北側、東側は令和4年第11回農業委員会で農地法第5条の許可申請として、約5,700平方メートルの農地を2つに分けて、の2つの業者が申請し、許可され、現在、造成工事が施工されておりました。

このため、この周辺はアパートや建売住宅、農家住宅等に囲まれており、道路等も整備されており、また、申請地は畑ですが、雑草も少なく管理されておりました。このようなことから、本申請内容は農地法第5条の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図兼給排水計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

この事案も志多見地区の松本榮次郎委員に代わって報告いたします。

8月11日、夢川推進委員と2人で譲渡人 さん宅へ訪問し、聞き取り調査及び現地調査をいたしました。譲渡人 さんと譲受人 さんは 関係で、申請の事由のとおり、将来を考えて、高齢化する親の世話を都合がよいとのことでした。

なお、現地は畑の状態で管理されておりました。このようなことから許可相当と判断いたしました。委員の皆様、ご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の種足地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ及び平面図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、養鶏舎を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業用施設用地として用途区分の変更（軽微変更）がされており、今後において農業用施設用地として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がりましたが、地区担当委員は14番、私、小川でありますので、私のほうから説明をいたします。

この案件につきましては、8月21日に推進委員の石川さんと共に現地調査を行いました。

まず、さん宅に訪問いたしまして、本人がおりましたので、本人から聞き取り調査及び現地調査を行いました。現地は宅地の東側に現在、鶏小屋がありまして、畑がありまして、その東側ということで、前回の調査のときもそこを確認しております。

そして、この譲渡人と譲受人の関係なんですけれども、これは関係であります。いろいろ話を聞いてきたんですけれども、さん宅は宅地内の畑を私たちの地域のためにあらゆる場所でも借り受けていただきまして、作付しております。そういう関係上、何ら問題ないというふうに判断いたしました。皆さん、ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、ないようですので、採決いたします。

15番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれ

るものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

8月21日に、推進委員の泉津井さんと現地を確認いたしました。

譲渡人の さんと譲受人の さんは 関係にございます。

さんは4年前まで梨の栽培をやっておりました。 さんも高齢とまた後継者がいないため、梨の栽培をやめまして、梨も全部根っこを抜きまして、現在は畑として野菜を作っております。

立会人は さんと代理人の さんに立ち会っていただきました。この場所も公道に面しておりまして、この土地も許可相当と判断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

16番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、事務所及び工場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、8月19日に新井、荻原両推進委員と譲受人の の
に聞き取りをしました。後日なんですけれども、21日に代理人の さん、 な
なんですけれども、電話にて聞き取りをいたしました。

この申請地なんですけど、昨年の2月に除外申請、8月に農地転用の許可申請が許可相当になった土地です。申請地に対しては何ら問題がないんですが、この位置図、申請地の角から斜めに農道があるんです。これがちょっと問題になりまして、去年の8月に議会審議ということとなりまして、今年3月に議会のほうで許可が下りまして、今回の申請になったということです。

議会審議の内容としまして、斜めに渡っている農道、これは大体4メートル80センチぐらいの幅なんですけど、面積としてこの半分を市のほうから払い下げ、 が買い受けるということで、残り半分の面積を申請地の右側に細い、ここにも農道があるんですよ、ずっと。で、行き先で交わっているという。これが今現在は2メートルちょっとぐらい、2メートルぐらいなんですけど、これを、この斜めの残り半分の面積をここへ付け替えという、専門の言葉なんですけど、付け替えをするということで、議会審議が通りまして、今回の申請になったということです。

ちょっと難しいんですけども、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び現況平面・断面図及び計画平面・断面図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

8月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で、譲渡人の さん、譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

現地は耕うんされてきれいになっておりました。低い土地なので農地改良し、水はけをよくしようと計画したとのことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

18番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図35ページ及び配置図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅6棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

8月21日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に譲渡人 さん、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

譲渡人 さんの話では、農機具が壊れてしまい、また、後継者もなく耕作できないことから、農地を処分することになったとのことでした。現地は住宅地の間にあり、適正に管理されており、転用に伴う近接農地への支障はないように見えました。

このようなことから、農地法の基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

19番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び配置図の5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場として使用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、加須市内で開発行為に伴う造成工事等が増えてきたため、当該地を資材置場として使用したいとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

8月18日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

譲受人代理の さんによりますと、譲渡人の さんは遠方に居住しており、処分を考
えていたとのことでした。現地は住宅地に囲まれた狭小地で、管理をされていましたが、営
農は難しいかなと思いました。

このようなことから農地法の基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断した
ところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

20番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い
します。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、21番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図37ページ及び配置図5-21をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（20年）により土地を借り受け、駐車場として使用するも
ので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の駐車場はいっぱいとなっ
ており、全社的に業績が好調で、近接する関東工場の従業員を増員するため、当該地を駐車
場敷きとして使用したいとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われ
ます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

8月18日に、担当推進委員の坂田さんと共に、譲渡人 さん、それから譲受人代理の

さんから聞き取り調査及び調査を実施いたしました。

譲受人代理の さんによりますと、予定地は現駐車場の隣接地にあることから、今回の申請に至ったとのことでした。譲渡人の さんによりますと、数年前までは近隣の方が耕作しておりましたが、農機具の故障とともに営農をやめたということで、今は耕作されておりませんでした。ですが、管理は適切に行われていました。また、この転用に伴う隣接農地への支障はないように見えました。

このようなことから農地法の基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

21番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

ここで、休憩に入ります。

再開は4時にいたします。よろしく願いします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分

○会長（小川達男君） それでは、再開いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和5年（農地中間管理事業分・8月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計60筆、面積5万7,089平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において、告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

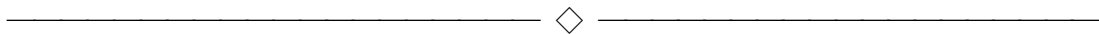
（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和5年（8月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

これは左肩の番号、70番からかな。北川辺地区についてなんですけれども、70番からずっと95まで、この間の農地の借入れ金額が 円とかとなっているんですけれども、これは、北川辺地区は96番の から毎年、相当となっているんですが、これは何で 円と決まったんですか。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

この 円というのは、始まった当初、 地区も 円だったんですけれども、その後、 地区に というふうに途中で変わったんですよ。も変えたんですけれども、 地区だけは変えていないという、そういう状況で最初から 円という形でそのまま持っているという状況です。

○4番（山岸和男君） じゃ今までもずっと 円となっていたのかな。

○1番（高橋雅一君） はい、そうです。もう何年たつんだろう。7、8年たつんですけれども、その状況は変わらないです、 は。

○次長（前島勝己君） だけ 円なんだよね。

○1番（高橋雅一君） そうです。

○次長（前島勝己君） ほかは 相当分の金額となっています。

○4番（山岸和男君） 後から決めたので、こうなっている。

○次長（前島勝己君） この金額で間違いありません。

○4番（山岸和男君） その以前だったので、そうかもしれません。はい、分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進

計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

審議に入る前に本日の進め方について、委員の皆さんにご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いします。

○農業振興課（野中 裕君） 農業振興課長の野中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の議案第6号の加須農業振興地域整備計画の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画は、市として特に農業の振興を図っていく地域を農用地区域として設定する計画でございます。

農用地区域内の農地については、優良農地として確保、保全していく農地であるため、原則として転用等による非農業的な土地利用ができないこととなっております。農用地区域内の農地をやむを得ず分家住宅や資材置場、駐車場、敷地拡張などのために利用する場合は、当該農地を農用地区域から除外する申出が必要となります。

今回、事業計画者から除外の申出のあった事案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市長が農業委員会に当計画の変更にあたってのご意見をお伺いするものでございます。

次に、議事の具体的な進め方でございますが、議案書の総括表の左から2列目に、農用地区域番号ということで、農用地区域番号別にA、B、Cとアルファベットを記載してございます。説明はアルファベットごと一括して、農業振興課の担当からご説明をさせていただきます。

その後にご質問、ご意見を伺い、各案件に対して農業委員会としての意見を付すかどうかを決めていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは最初に、農用地区域から除外案件の事案番号1番について、農業振興課の担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 農業振興課の関田と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、農振除外の担当者のご紹介をしたいと思います。

騎西総合支所からお願いします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 騎西総合支所農政建設課の関根と申します。よろしくお願ひいたします。

○農業振興課（足立直弥君） 農業振興課の足立と申します。よろしくお願ひいたします。

○農業振興課（関田 毅君） 私、関田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

皆様には資料として3種類、A4横版の、加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分）加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表というものがございます。同じくA4横版の4月受付分・除外の位置図と事業計画図になります。こちらの資料になります。同じくA4横版の4月受付分・編入の位置図及び農振図を各1部ずつお配りしております。

資料の見方のほうを簡単にご説明いたします。

まず、総括表をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、表の左1列目から順に事案番号、農用地区域番号となっており、4列目からは該当する土地の所在地や地目、地積、事業計画面積と続き、その後に除外事由、事業計画者、土地の所有者となっております。

そして、表の一番右の列の備考欄に、事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

令和5年4月の申出につきましては、お配りした資料には除外は6件記載しておりますが、事案番号4番については、現状では除外の見込みがないことから、本日の議案では除かせていただきます。また、農用地区域、通称青青への編入が1件ございます。農用地区域からの除外の案件については、地域別では、加須地域が3件、騎西地域が2件、除外事由別では、分家住宅が1件、敷地拡張が3件、駐車場が1件となっております。その他、農用地区域、通称青青への編入案件は、加須地域が1件でございます。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分・除外）の位置図及び事業

計画図をご覧ください。

表紙を1枚開いていただきますと、事案番号順に見開きになっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の部分の図面が位置図、下の部分の図面が事業計画図になっております。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分・編入）の位置図及び農振図をご覧ください。

表紙を1枚開いていただきますと、事案番号1になっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の図面が位置図、下の図面が農振図になっております。

以上で説明は終わりにします。

それでは、資料のご説明をいたしますので、総括表と除外の位置図及び事業計画図をご覧ください。

○農業振興課（足立直弥君） 最初に、総括表の農用地区域からの除外案件の事案番号1番で、農用地区域番号A、敷地拡張が1件になります。

事案番号1番ですが、除外事由は農家住宅の敷地拡張で、除外完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者の自宅敷地に子の分家住宅を建設することから、農機具等の保管場所が不足するため、敷地拡張の申出がありました。

申出地は自宅と隣接しているため、周辺の営農への支障は生じないと思われま。

事案番号1番については以上になります。

○会長（小川達男君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号2番、3番について説明をお願いします。

○農業振興課（足立直弥君） 事案番号2番、3番で、農用地区域番号B、敷地拡張が1件、

駐車場が1件になります。

事案番号2番ですが、除外事由は駐車場で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は、社会福祉法人で、既存の駐車場敷地に園舎を建設することから駐車場が不足するため、隣接地の所有者から承諾を得て、売買により土地を取得する予定で、駐車場の敷地を拡張する計画の申出がありました。

申出地は、既存の保育園と隣接しており、周辺の営農等に支障は出ないと思われま

す。続きまして、事案番号3番ですが、除外事由は農家住宅の進入路の敷地拡張で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者の自宅の建て替えに際し、既存の進入路が建築基準法に適合していないため、進入路の敷地拡張が必要になったこと及び申出者の父が申出地の一部を宅地化していたことから、その是正のため計画の申出がありました。

既存の進入路については市道であり、払下げについて市の担当課と協議済みです。また、計画者から今後、農地法に違反することがないよう取り組む旨について、てん末書が提出されております。

なお、事案番号4番につきましては、初めに説明したとおり現状での除外の見込みがないことから取下げとなりました。説明については割愛させていただきます。

事案番号2番、3番については以上になります。

○会長（小川達男君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号2番と3番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

事案番号4番については、最初に担当から取下げと説明があったため、省略いたします。

次に、事案番号5番について担当から説明をお願いします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 事案番号5番で、農用地区域番号D、分家住宅が1件になります。

事案番号5番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は、第1種農地になり

ます。

事業計画者は でアパートに居住しておりますが、手狭であるため、所有者であるの承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は実家と道路を挟んで隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。なお、残地については引き続き農地として活用していく予定です。

事案番号5番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号5番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号6番について担当から説明をお願いします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 事案番号6番で、農用地区域番号E、敷地拡張が1件になります。

事案番号6番ですが、除外事由は農家住宅の敷地拡張で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

計画地の一部は、平成16年に農機具置場として軽微変更を行った土地ですが、農地転用が未実施となっております。また、ほかの土地は軽微変更や除外の手続をせずに農業用倉庫が建設されており、これらの是正を目的として申出がありました。

計画者は、現在も農業を営んでおり、計画地は周辺農地への影響が少ないことから、除外についてはやむを得ないと考えられます。また、計画者から、今後、農地法に違反することがないように取り組む旨について、てん末書が提出済みです。

事案番号6番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

ありますか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご意見等はないようですので、確認します。

事案番号6番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、意見なしと決定します。

次に、農用地区域への編入案件の事案番号1について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課(関田 毅君) 次に、総括表第2の農用地区域への編入案件で、事案番号1番、農用地区域番号Bの1件になります。

こちらに編入というふうに括弧書きで書いてある資料をご覧ください。

事案番号1番ですが、編入事由は農地所有者と耕作者から農用地区域への編入の了承を得たことによるものです。

編入地は認定農業者が借りており、隣接する農地の畦畔を撤去、集積し、小麦の作付を行っております。

農地所有者と耕作者の両者の承諾を得て、農業振興に寄与する目的として、農用地区域に編入するものです。

事案番号1の説明は以上になります。

○会長(小川達男君) ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご意見等はないようですので、確認いたします。

総括表(2)農用地区域への編入案件の事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見は付さないこととよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、意見なしと決定します。

以上で、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の15ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について9件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号、18ページをご参照ください。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第3号、19ページをご参照ください。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりでございます。

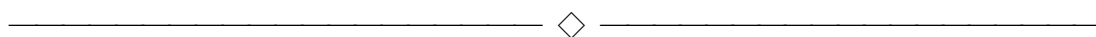
報告第4号、20ページからをご参照ください。農地法第18条第6項の規定による通知書についてでございますが、農地貸借の合意解約による届出について46件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上をもちまして、本日総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 会長、お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますけれども、職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位には長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第8回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時28分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年8月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 関 弘 明

署名委員 松 本 昇